

## 特定投資家移行 申請基準

特定投資家への移行申請が可能な基準は以下の内容とする。

## 個人の特定期投資家への移行要件

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
1. 純資産	1億円以上	3億円以上	5億円以上	3億円以上
2. 有価証券等の資産	1億円以上	3億円以上	5億円以上	3億円以上
3. 収入金額	1,000万円以上	—	1億円以上	—
4. 有価証券の取引経験	1年以上（必須）			
(該当条件)	1～3いずれか および4に加え、 下記追加条件①	1～2いずれか および4に加え、 下記追加条件②	1～3いずれか および4	すべて必須

(追加条件)

**基準①： 特定の知識・経験を有する個人で、次の実務に従事した期間が通算で1年以上の方**

- ・ 金融業：証券、銀行、保険、信託など
- ・ 大学（院）：教授、准教授、その他で経済学または経営学の教員
- ・ 専門資格（アナリスト、証券外務員、FP技能検定、中小企業診断士）保有
- ・ 経営コンサルタント業で、上述の3類型の方と同等以上の知識・経験を有する方

**基準②： 承諾日前1年間における一月あたりの平均的な取引実績件数が4件以上**

## 法人の特定期投資家への移行要件

特定投資家 (一般投資家への移行不可)	特定投資家 (一般投資家への移行可能)	特定投資家への移行要件 (一般投資家への移行可能)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適格機関投資家</li><li>・ 国</li><li>・ 日本銀行</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特殊法人および独立行政法人</li><li>・ 投資者保護基金</li><li>・ 預金保険機構</li><li>・ 農水産業協同組合貯金保険機構</li><li>・ 保険契約者保護機構</li><li>・ 特定目的会社</li><li>・ 上場会社</li><li>・ 資本金5億円以上の株式会社</li><li>・ 金融商品取引業者等</li><li>・ 外国法人</li></ul>	<p>(1) ①～④のいずれかと⑤の条件を満たす法人</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①純資産の部：1億円以上</li><li>②投資有価証券の資産：1億円以上</li><li>③売上高：1,000万円以上</li><li>④現預金：1億円以上</li><li>⑤有価証券の投資経験実績：1年以上 (法人又は代表者、取引担当者)</li></ul> <p>(2) その他当社が特定投資家として相応しいと判断した場合 (投資目的で設立された法人など： 例 資産管理会社)</p>